

第 1 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

(1) 計画の性格・趣旨

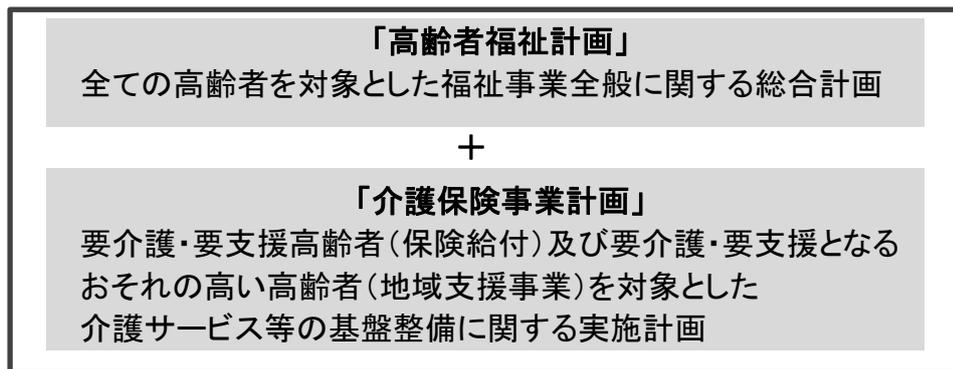
「第9期那須塩原市高齢者福祉計画」（以下「第9期計画」という。）は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」（以下「高齢者福祉計画」という。）と介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

「高齢者福祉計画」とは、全ての高齢者（65歳以上）を対象とした、福祉事業全般に関する総合計画という位置づけにあります。また、「介護保険事業計画」とは、介護が必要になり、介護保険サービスを利用する必要のある方又は介護が必要になる可能性の高い高齢者に対してむこう3年間の介護保険サービスを適切に提供する量を算出することや介護保険事業の運営について定めた計画です。

これら2つの計画は、那須塩原市の高齢者を取り巻く現状を把握し、市の実状に応じたまちづくり、地域づくり、支援体制の整備等を協議検討した上で策定されるもので、市の新しい高齢者福祉施策の取組として推進していくものです。

■高齢者福祉計画・介護保険事業計画の一体的な策定

○計画の内訳:「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」が一体的に策定された計画



○計画の根拠法 : 老人福祉法第20条の8 「市町村老人福祉計画(高齢者福祉計画)」 介護保険法第117条 「市町村介護保険事業計画」

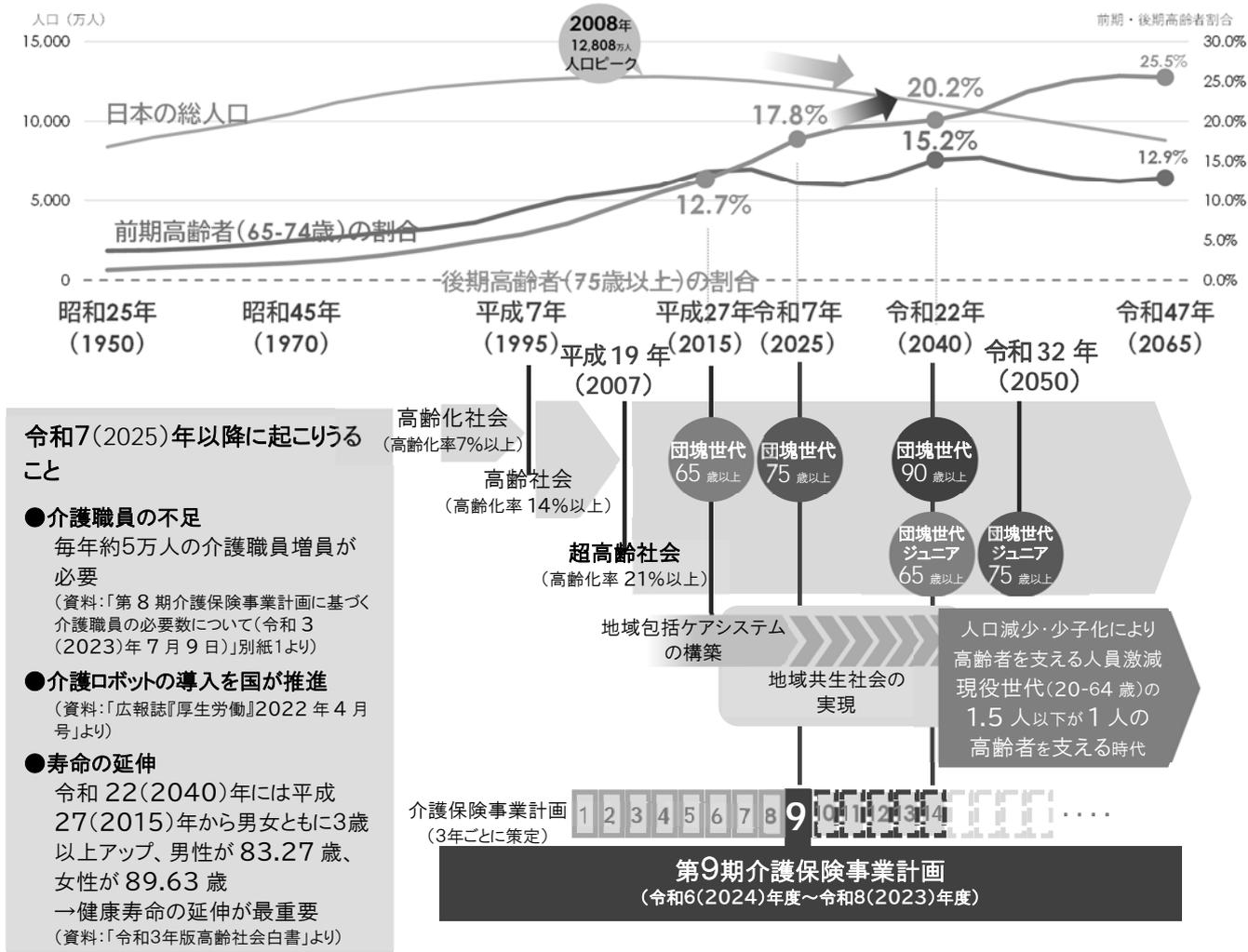
(2)高齢者に関わる社会的情勢及び国の動向等

日本の人口は、平成 20（2008）年にピークとなり、以降は減少傾向のまま、増加に転じる見込みはありません。令和 7（2025）年には、昭和 22（1947）年から昭和 24（1949）年までに生まれた“団塊の世代”が 75 歳以上の後期高齢者となり、認知症をはじめ介護を必要とする人の増加が予測されるため、介護環境の改善は急務です。

その対策として、高齢者を地域で連携してサポートする“地域包括ケアシステム”の構築が進められてきたほか、社会福祉の手である公助から住民の手による共助・互助の力を高めることで、住民自らが地域を暮らしやすくする“地域共生社会の実現”に向けた取組などが進められてきました。

さらに、令和 22（2040）年には、“団塊の世代の子どもたち（以下「団塊ジュニア世代」という。）”が 65 歳以上となり、国民の 35.4%が高齢者になることから、現役世代（20～64 歳）の 1.5 人で 1 人の高齢者を支える時代が迫っているため、令和 22（2040）年を見据えた取組を今から進めていかなければなりません。

■全国の高齢者を取り巻く現状及び今後の予測



【資料】厚生労働省「第9期介護保険事業（支援）計画 基本指針」、「令和5年版高齢者白書」を基に作成

(3)介護保険制度とは

かつては、子どもや家族が行うものとされていた親の介護ですが、高齢化が進むにつれ、介護を必要とする高齢者の増加や核家族化の進行、介護による離職が社会問題となりました。こうした中、家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的に、平成12(2000)年に創設されたものが介護保険制度です。

令和4(2022)年度には650万人以上の方が利用し、介護を必要とする高齢者を支える制度として定着しています。40歳から64歳の方については、自身が老化に起因する疾病により介護が必要となる可能性が高くなることや、親が高齢となり、介護が必要となる状態になる可能性が高まる時期であることから、40歳以上の方に介護保険料を負担いただき、老後の不安の原因である介護を社会全体で支えています。

なお、介護保険制度は、「地域包括ケアシステムの推進」が掲げられた平成24(2012)年度以降は3年ごとに改正されています。

■介護保険制度の変遷



(4)国の基本指針とは

介護保険法において、厚生労働大臣は「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定めることとされ、県及び市町村は、その基本指針に即して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めます。

第9期計画における基本指針の要点は次のとおりです。

■第9期計画における基本指針の要点

●●● 基本的な考え方 ●●●

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる**2025年を迎える**ことになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える**2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し**、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある**要介護高齢者が増加**する一方、**生産年齢人口が急減**することが見込まれている。
- さらに、**都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なる**など、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な**施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要**となる。

●●● 見直しのポイント ●●●

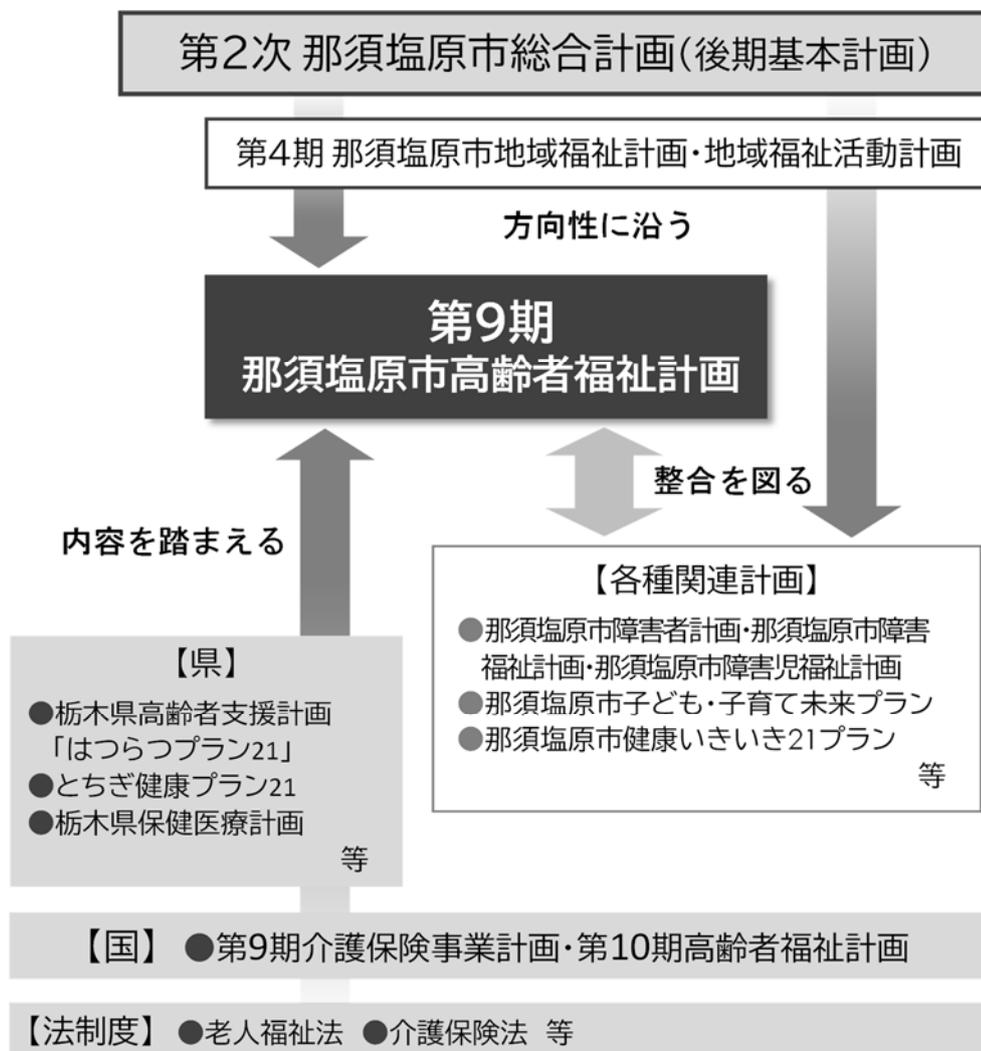
1. 介護サービス基盤の計画的な整備
 - ①地域の实情に応じたサービス基盤の整備
 - ・**中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し**、地域の实情に応じて介護サービス基盤を**計画的に確保**していく必要
 - ・**医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ**、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、**医療・介護の連携強化が重要**
 - ・中長期的なサービス需要の見込みを**サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要**
 - ②在宅サービスの充実
 - ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための**定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及**
 - ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、**複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要**
 - ・居宅要介護者を支えるための、**訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実**
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
 - ①**地域共生社会の実現**
 - ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
 - ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
 - ②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための**医療・介護情報基盤を整備**
 - ③**保険者機能の強化**
 - ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上
 - ・**介護人材を確保するため**、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの**取組を総合的に実施**
 - ・**都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進**。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
 - ・**介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進**

2 第9期計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第2次 那須塩原市総合計画（後期基本計画）」のもと、地域における福祉活動等を積極的に推進し、地域共生社会を目指す「第4期 那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」をはじめ、本市の障害者福祉、子ども・子育て、健康づくりなどの分野別の関連計画と整合を図るとともに、栃木県の高齢者支援計画である「はつらつプラン 21」とも整合性のとれた計画とします。

■第9期計画と個別計画等との関係性

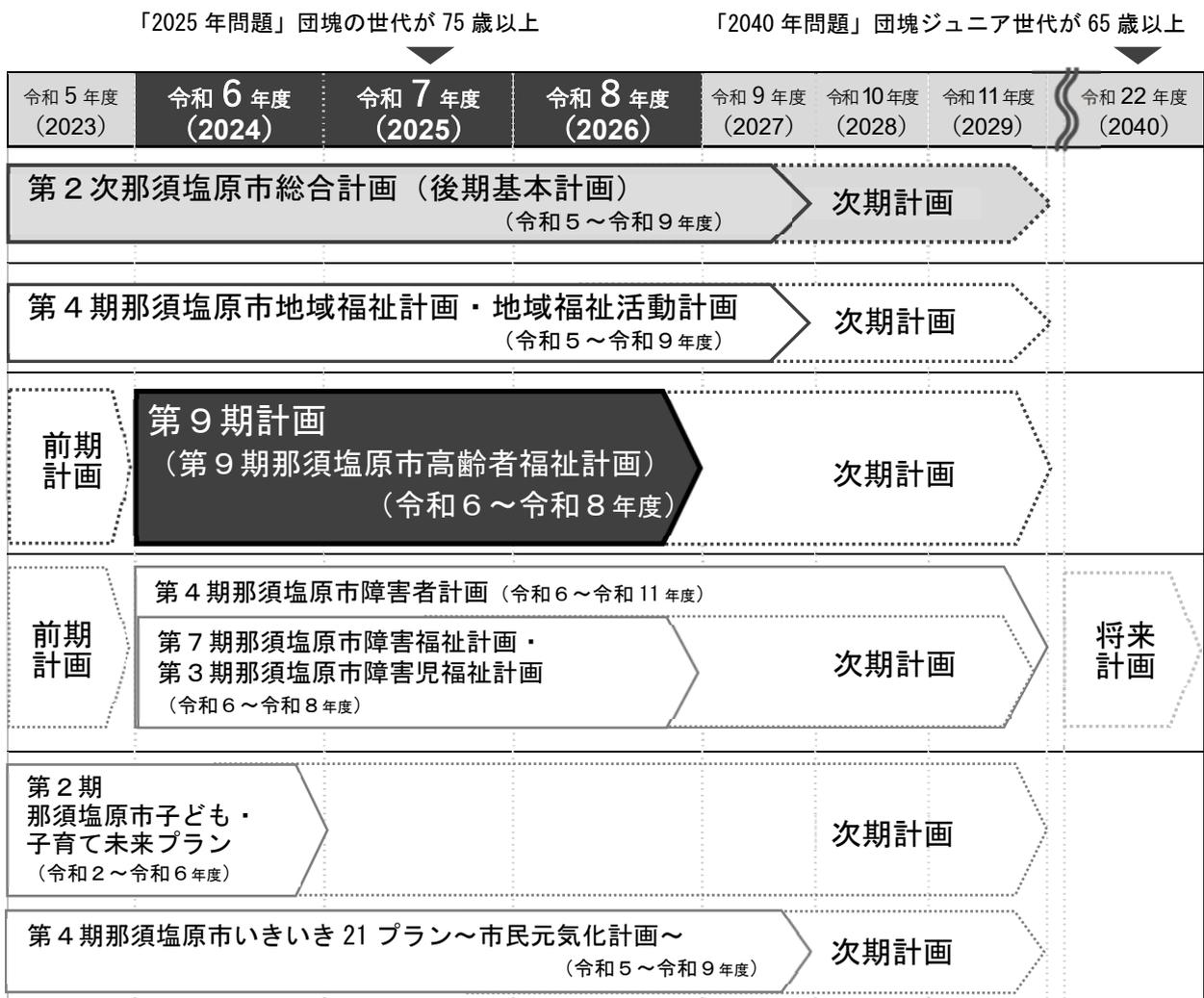


(2)計画の期間

本計画は、平成 12（2000）年度から高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しており、今回は第 9 期となります。第 9 期の計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間です。

また、第 9 期計画期間だけではなく、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、高齢化が一段と進む令和 22（2040）年度までのサービスの充実の方向性を定め、中長期的な視点に立って計画を策定します。

■第 9 期計画及び関連する個別計画等の計画期間



(3)計画の策定体制

第9期計画の策定に当たっては、地域包括ケアシステムの実現及び全ての高齢者を視野に入れた総合的な高齢者福祉施策を構築するため、被保険者の代表、学識経験者、本市の高齢者保健福祉分野に関わる団体、事業者など各層の関係者で構成する「介護保険運営協議会」を市長の附属機関として設置し、審議と検討を行いました。あわせて、庁内の関係各部局との連携と情報共有を図ることを目的とした「庁内検討会議」を設置し、調整を行いました。

高齢者福祉施策の検討に当たっては、市内に暮らす高齢者の生活や健康、ニーズなどを把握するための市民アンケート調査、市内介護サービス事業者のケアマネジメントの実状を把握するための事業者、ケアマネジャーアンケート調査を行い、その結果を基礎資料としました。

また、パブリックコメントを開催することで市民の方々の意見を取り入れ、那須塩原市議会の議決をもって第9期計画としています。

■第9期計画の策定体制

